

いじめ防止基本方針

【平成２６年度～】

- 1 いじめの定義・認知
- 2 いじめ防止などの基本的な考え方
- 3 いじめ防止などの対策のための組織
- 4 いじめの未然防止の取組
- 5 いじめの早期発見のための取組
- 6 いじめに対する早期対応
- 7 重大事態への対応
- 8 資料

- ・いじめ防止のための年間指導計画
- ・いじめをなくすために（アンケート用紙）
- ・県知事・県教委委員長の共同メッセージ

松本市立筑摩野中学校

399-0035 松本市村井町北2丁目11番1号

TEL 0263-58-2071

FAX 0263-85-1441

は じ め に

いじめは、生徒の心身の健全な発達や人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、解決が困難な事案につながるおそれのある深刻な問題です。

いじめは、どの生徒にも、どの集団においても起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性があります。また、いじめを受けた生徒のみならず、いじめを行った生徒も、観衆としてそれをはやし立てたり、傍観者としてこれを見て見ぬふりをしたりした生徒を含む、すべての生徒の心身の健全な発達の大きな妨げとなるのがいじめです。

いじめによって生徒に辛く悲しい思いをさせないためには、私達大人が「いじめは絶対に許さない」という意識を持ち、いじめ根絶のための役割と責任を自覚し、いじめ問題に取り組むことが大切です。また、一人で抱え込まずに、職員全員が一丸となって組織的な対応をすることが必要です。さらには、保護者や地域の皆さん、関係機関と連携して取り組むことも欠かせません。

平成26年4月、いじめ問題の克服に向けて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第12条に基づき、国および長野県の基本方針を参酌し、本校の「いじめ防止基本方針」を策定しました。

この基本方針をもとに、すべての生徒が毎日安心して登校し、学習や生徒会活動、部活動などにさらに楽しく、意欲的に取り組める学校となるよう邁進してまいります。

学 校 長

1 いじめの定義・認知

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為・攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（注１）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられた児童生徒の気持ちを重視することである。

（注２）「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注３）「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

※個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立ち、本人や周囲の状況などを客観的に確認するなどして複数の教員で行う。

※些細な出来事であっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが必要である。

2 いじめ防止などの基本的な考え方

1 いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒などの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として許されない行為である、といういじめに対する認識を全職員で共有することが基本である。いじめ防止対策推進法第４条では、「生徒はいじめを行ってはならない」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習、部活動等の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第８条（学校及び学校の教職員の責務）に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応

に取り組むことである。

2 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止などの対策のための組織

いじめの防止などに関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を以下のように組織して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取り組みの実践、進捗状況の確認、定期的検証などを行う。

また、いじめ等が発見された場合は、臨時に開催し、早期対応にあたる。必要に応じて、PTA会長、学校評議員などにも報告する。

- ・校長…………… 全体の統括
- ・教頭…………… 外部機関との渉外など
- ・生徒指導主事…………… 個別のいじめ事案への対応、記録
- ・学年主任…………… 各学年の取組・個別事案の対応
- ・養護教諭…………… いじめ事案への対応・相談窓口
- ・スクールカウンセラー……… 被害生徒・保護者などのカウンセリング
- ・学級担任
- ・その他関係職員

4 いじめの未然防止の取組

- 1 **わかる授業の実践**・・・「3観点」を大切にし、生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。「筑中学习スタイル」に基づき、生徒が主役の授業づくりを推進する。また、学習の約束など授業中のルールを明確にし、規律ある学習環境づくりに心がける。
- 2 **道徳教育の充実**・・・「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒がもてるように、道徳及び教育活動全体を通じて指導する。また、自分の思いや考えを自由に伝え会える学習の雰囲気大切に作る。
- 3 **体験活動の充実**・・・他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。「CSふたむら」の推進。

- 4 学級経営・学活の充実・・・学級活動において、互いの良さを見つけたり、考え方の違いについて気づかせたりする活動を取り入れ、仲間と気持ちを一つにして取り組む協力の大切さに気づかせ、生徒の自己有用感や自尊感情を育む。また、学級目標を設定し、役割分担やルールづくりなど生徒とともに創る。
- 5 生徒理解の充実・・・気になる生徒には声をかけたり、定期的に教育相談を実施したりして、生徒理解に努める。
- 6 インターネットを通じてのいじめに対する対策・・・全校生徒のインターネットの使用状況などの現状把握に努め、生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。
- 7 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知・・・「いじめは絶対に許さない」「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢や考え、取組の状況などを保護者や地域へ発信していく。全校集会や保護者への全体懇談会、地域の諸会合などで周知していく。

5 いじめの早期発見のための取組

- 1 アンケート調査の実施・・・いじめを早期に発見するために、2ヶ月に1回、生徒に対するアンケート調査を実施する。
- 2 教育相談の実施・・・毎学期、教育相談期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。
- 3 生活記録などの活用・・・生活記録を丁寧に読み、気になることには直ぐに対応する。また保護者とも連絡を密に行い、信頼関係を構築する。
- 4 いじめ防止に関する研修の実施・・・いじめ防止のための研修を年間計画に位置づけ、いじめの防止・対応に関する職員の資質向上を図る。

6 いじめに対する早期対応

- 1 いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに校長（教頭）に報告する。
- 2 校長は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、いじめと断定した場合は、市教育委員会に報告する。

- 3 いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。

【いじめられている生徒への指導】

- ① 受容：辛さや悔しさを十分に受け止める（傾聴）
- ② 安心：具体的な支援内容を示す。
- ③ 自信：良い点を認め、励まし、自信を与える
- ④ 回復：交友関係の確立を目指す
- ⑤ 成長：自己理解を深め、改善点を克服する
☞心理的ケアを十分配慮する。

【いじめている生徒への指導】

- ① 確認：いじめの事実関係、背景、理由などを個別に確認する
☞頭ごなしに決めつけないこと
- ② 傾聴：不満・不平などの訴えを十分聴く
- ③ 内省：いじめられている生徒のつらさに気付かせる
- ④ 処遇：課題解決のための援助を行う
- ⑤ 回復：所属感を高める役割を与えるなど

【いじめられている生徒の保護者への指導】

- ① いじめの事実を正確に報告する。
- ② 学校はいじめを許さない、いじめられている生徒を守る姿勢を示す。
- ③ 信頼関係を構築する。
☞自己防衛的な発言、学校保身的な発言はしない
☞一般的な話しではなく、具体的な支援方法や指導の見通しを話す
- ④ 保護者との連絡を密接にとる。（家庭訪問が原則、電話連絡もある）

【いじめている生徒の保護者への指導】

- ① 事実を正確に伝える。
- ② 保護者の心情を理解する。（怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安など）
- ③ 具体的な助言を与え、立ち直りについて協力してもらう。
- ④ 謝罪については、いじめられている生徒の保護者の気持ちを最優先する。
☞謝罪のために家庭訪問する場合は、学級担任も同行する。

【学級全体への指導】

- ① いじめられている生徒の思いを最優先し、学級全体指導または学年集会、全校集会による全体指導を考える。

- ② いじめた生徒も学級への所属感が高まるように事前に配慮しておく。
 - ③ 学級指導の場合は、指導の展開や資料の選定など、学年会を中心に立案し、授業には、記録として学年職員も入る。
 - ④ 傍観者の意味を考えさせ、学級全体の人権意識が高まることをねらう。
- ※必要に応じて、学級懇談会を行う。

- 4 校長は、いじめられた生徒が安心して生活し、学習を受けるために必要だと判断した場合、いじめを行った生徒に対して、いじめを受けた生徒が学習する教室以外の場所での生活、学習をさせるなどの措置を講ずる。
- 5 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察と連携して対処する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を受ける。

7 重大事態への対応

1 重大事態の定義

- ① いじめにより以下のような生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・生徒が自殺しようとした場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品などに重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ③ 生徒や保護者から、いじめによって重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

2 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 教育委員会の判断により、学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- ④ いじめを受けた生徒及びその保護者の安心・安全の確保
 - ・「あなたは悪くない、必ず守り通します」というメッセージを伝え、安心・安全を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。
 - ・学校体制での見守りとスクールカウンセラー等による心のケアを継続する。
- ⑤ いじめた生徒への指導
 - ・いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をする。自分の行為の責任を自覚させ、健全な人間関係を育むことができるよう外部機関・医療機関などと連携して指導する。

いじめ防止のための年間指導計画

月	主な行事など	いじめ防止・早期発見に関わる指導内容
通年	◇職員会・教務会において、いじめに関する情報交換を行う。 ◇学年会において、生徒の様子や学級の様子について情報交換を行う。 ◇火曜日の職員朝会での生徒の様子について情報交換を行う。 ◇毎月発行の学校だより「ふたむら」で学校の様子を地域・家庭へ発信する。 ◇参観日等に合わせ学校開放を行い、学校の様子を地域へ公開する。	
4月	入学式・始業式 修学旅行	■「いじめ防止基本方針」の読み合わせ → 共通理解 ■学級づくり研修①
5月	前期人権教育旬間	■授業クリニック ■教育相談旬間（1, 2年） ■いじめ実態調査実施①(下旬) → 市教委報告（7月初旬）
6月	中体連大会（中信） 1, 2年校外学習	■授業力向上公開旬間 ■人権教育の旬間の実施（前期）
7月	1学期まとめの式	■教育相談（3年） ■学校評価実施（生徒・職員）①
8月	2学期はじめの式	■学級づくり研修（夏季休業中）
9月	りんどう祭	■いじめ実態調査実施②(下旬) → 市教委報告(10月初旬)
10月	新人戦大会（中信）	■人権教育旬間の実施（後期） ■教育相談週間
11月	立会演説会・投票	■いじめ実態調査実施③(下旬) → 市教委報告(12月初旬) ■保護者懇談会にて家庭での様子を確認
12月	保護者懇談会 2学期まとめの会	■保護者懇談会にて家庭の様子を確認 ■学校評価実施（生徒・保護者・職員）
1月	3学期はじめの式	■いじめ実態調査実施④(下旬) → 市教委報告（2月初旬） ■授業クリニック② ■教育相談週間
2月		■教育相談週間 ■学校関係者評価実施（CSふたむら運営委員会）
3月	終業式 卒業式	■いじめ実態調査実施⑤(上旬) → 市教委報告（3月下旬）

『いじめや体罰をなくすために』

(R7配布)

() 年 () 組 氏名 ()

*氏名を書ける人は書いてください

☆このアンケートは、みなさんが安心安全な学校生活を送ることができるように実施します。学校生活全般（授業・休み時間・給食・清掃・生徒会・部活動等）や社会体育など、みなさんの日々の生活を振り返り、記入してください。氏名や記入内容の秘密は守られますので、安心して書いてください。

【問1】下の①～⑧に当たるようなことをされた人は○印を、されていない人は×印を()内に記入してください。*⑨には、その他にあれば書いてください。

- ① () 冷やかしからかい、悪口やおどし文句、いやなことを言われる。
- ② () 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ () 軽くぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。
- ④ () ひどくぶたれたり、叩かれたり、けられたりする。
- ⑤ () お祭りや一緒に遊びに行った際に、金品を要求されたり、おごらされたり する。
- ⑥ () 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ () いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- ⑧ () パソコンやスマホ・携帯電話等（SNS）で悪口やいやなことを書かれる。
- ⑨その他 ()

上記①～⑧までの項目に○を一つでも記入した人は、【問2】～【問6】に答えてください。

*上記①～⑧までの項目がすべて×の人は、裏面の【問5】・【問6】に答えてください。

【問2】【問1】で答えたことはいつ頃ですか。

- ① () 月頃 ② 覚えていない

【問3】今はどうなっていますか。当てはまるものに○印をつけてください。

- ① 今はない ② 今もときどきある ③ 今もよくある

【問4】今でもいやな思いをしていますか。当てはまるものに○印をつけてください。

- ① 今はいやな思いはない ② 今も時々いやな思いになる ③ 今もいやな思いをしている

*【問4】の②、③に○印をつけた人は、そのことに関して具体的に書いてください。

裏面へ

①ある ②ない ⇒ ①ある と答えた人は書ける範囲で記入してください。

[illegible]

①ある ②ない ⇒ ①ある と答えた人は書ける範囲で記入してください。

***記入のあるなしに関わらず、全員、担任の先生に提出してください。**

平成 24 年 8 月 7 日

ながのけん
～長野県のすべての子どもたちへ～
みのが ながのけん きょうどう
“いじめを見逃さない長野県”をめざす共同メッセージ

ながのけんちじ あべ しゅいち
長野県知事 阿部 守一
ながのけんきょういくいいんかいいんちよう やざき かずひろ
長野県教育委員会委員長 矢崎 和広

ながのけん す ながのけん つた ひと
長野県に住んでいるすべての子どもたちに伝えたいことがあります。

わたし ながのけん ほんき かんが ひつよう
私たちは長野県からいじめをなくしたいと本気で考えています。いじめ
られている子どもがいたら、全力でその子を守りたいと思っています。

いままで、わたし おとな いじめ れ 子 ども たち い じめ て し ま っ た 子 ども たち い じめ を う っ た 子 ども たち こ え や き も じ ゅ う ぐ ん う
いまだ、私たちおとなは、いじめられた子どもたち、いじめてしまった
子どもたち、いじめを訴えてきた子どもたちの声や気持ちを、十分に受け
とめきれなかったことがあったかもしれません。

いじめ れ る の は そ の 子 が 悪 い か ら で は あ り ま せ ン い じめ れ ら れ て い い 人 ひ と
なんて誰一人いません。私たちは、いじめを絶対に見逃してはいけないと思
っています。

いじめをなくすためには、みなさんの き ゅ う り ゃ く ひ つ じ ゅ う
協力がどうしても必要です。

あなたが、いじめを み かん け た ら ま た 自 分 が い じめ を う け た ら ゆ う き だ し て 可 能 な だけ 早 く 誰 か 身 近 な お と な に 相 談 し て く だ さ い 。

あなたの こ え を ち ゃ ん と 聴 く こ と が 可 能 な よ う に わ た し い つ し ゅ う
懸命に努力します。

自 分 の つ ら い 気 持 ち を わ か っ て く れ る お と な が み づ か る ま で 絶 対 に あ き ら め な い で く だ さ い 。 あ な た が 困 っ て い る 時 に 必 ず 助 け て く れ る お と な が い る と い う こ と を 可 能 な だけ 早 く 誰 か 身 近 な お と な に 相 談 し て く だ さ い 。

みなさんが直接相談できる電話を用意して待っています。どんなことでも
かまわないので ゆ う き だ し て 電 話 し て く だ さ い 。

- こ だ も の 権 利 支 援 セ ン タ ー 0 2 6 - 2 3 5 - 7 4 5 8 ま た は
- 2 4 時 間 い じ め 相 談 電 話 0 5 7 0 - 0 7 8 3 1 0

平成 24 年 8 月 7 日

～長野県のすべての大人のみなさまへ～
“いじめを見逃さない長野県”を目指す共同メッセージ

長野県知事 阿部 守一
長野県教育委員会委員長 矢崎 和広

いま私たちは、いじめを見逃さず、いじめから子どもを守るという決意を、長野県のすべての大人のみなさんに向けて呼びかけます。

いじめは、いじめられる子どもはもちろんのこと、いじめをしてしまう子どもにとっても大変不幸なことです。どの子どもたちも苦しんでいます。

長野県の子どもたちが、互いにいじめたり、いじめられたりという関係にならないように、私たち大人が、身近にいる子どもたちをしっかりと見守っていかなければなりません。

連日のように、全国各地でいじめによる悲しく痛ましいニュースが報道されています。そして残念ながら長野県でもいじめは存在しています。

そうした現状に対して私たちは、“いじめをなくしたい”という一人ひとりの思いをあらたにし、今後、長野県の子どもたちがいじめによって辛く悲しい思いをすることがないように、子どもたちへの日々のまなざしを大切にし、子どもたちの声に丁寧に耳を傾けなければなりません。

どのような理由があっても、いじめが正当化されることはありません。

いじめという行為は絶対に許されないという強い意志を、大人どうし、そして子どもたちと共有することが、いじめから子どもたちを守る第一歩です。

私たちも行政として、これまでの経験をしっかりと活かし、学校や保護者、市町村などのみなさんと密に連携しながら、いじめを見逃さない、いじめに苦しむ子どもを出さないための具体的な方策を、ひとつひとつ着実に、そして継続的に実施していきます。

もしあなたの身近に、いじめられたり、逆にいじめたりする子どもがいるならば、その事実を放置したり、対応をあきらめたりすることなく、私たちと共にいじめに向き合う勇気を持ってください。ぜひ私たちと一緒に考え、行動しましょう。

なお県では、以下の支援センターで、大人のみなさまからのご相談もお受けしています。いじめ対応についてどうぞお気軽にお電話ください。

● **こどもの権利支援センター** **026-235-7458**
(大人からのご相談もお受けします)